

## 補助金の受領に

# 代理受領制度

が利用できます

### 【代理受領制度とは】

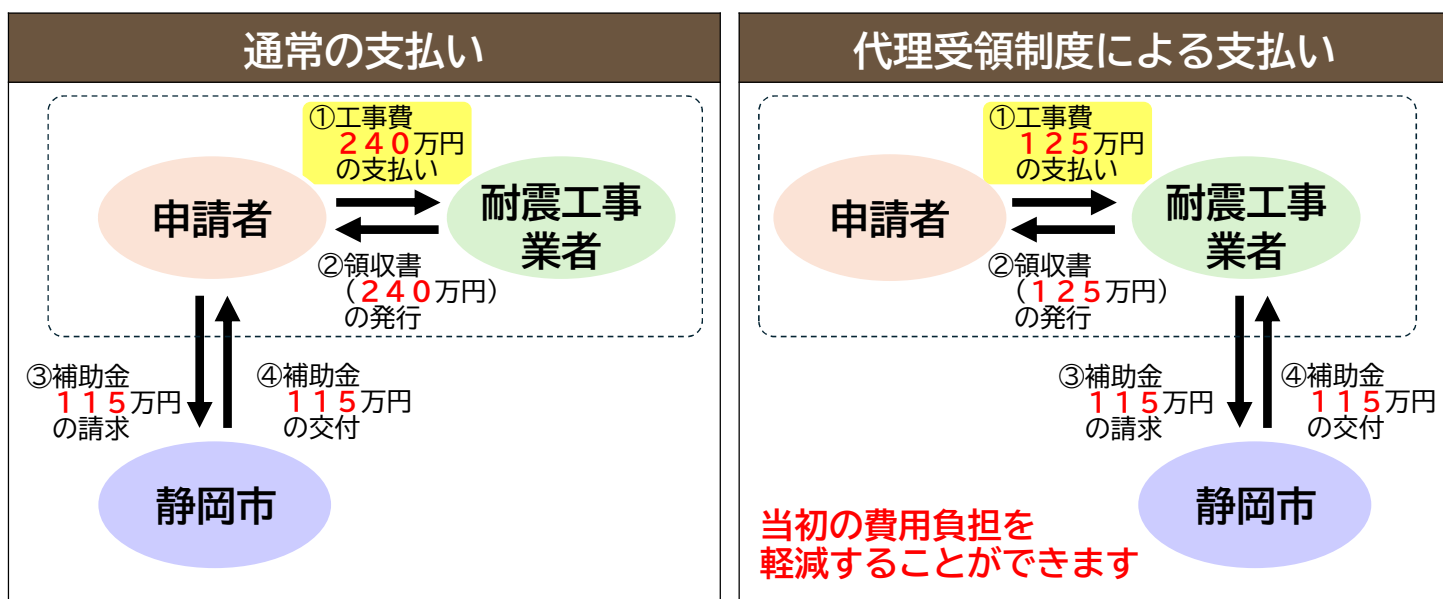
建物所有者（申請者）が静岡市の補助制度を申請して木造住宅の耐震補強工事等を行う場合に、補助金の請求と受領を工事業者へ委任することにより、補助金が市から工事業者に直接支払われる制度です。

申請者は、工事費から補助金額を差し引いた金額を用意すれば工事を行うことができるようになるため、当初の費用負担を軽減することができます。

### 【制度の対象】

木造住宅耐震事業、ブロック塀等耐震化促進事業、耐震シェルター整備事業  
 ※木造住宅耐震事業の場合は、「耐震補強工事」に要する費用が補助金の額以上のものが対象です。（補強計画に要する費用は対象外です）

（例）木造住宅の耐震補強工事の工事費が**240万円**の場合



お問合せ | 静岡市 建築安全推進課 安全推進係

☎ 054-221-1124

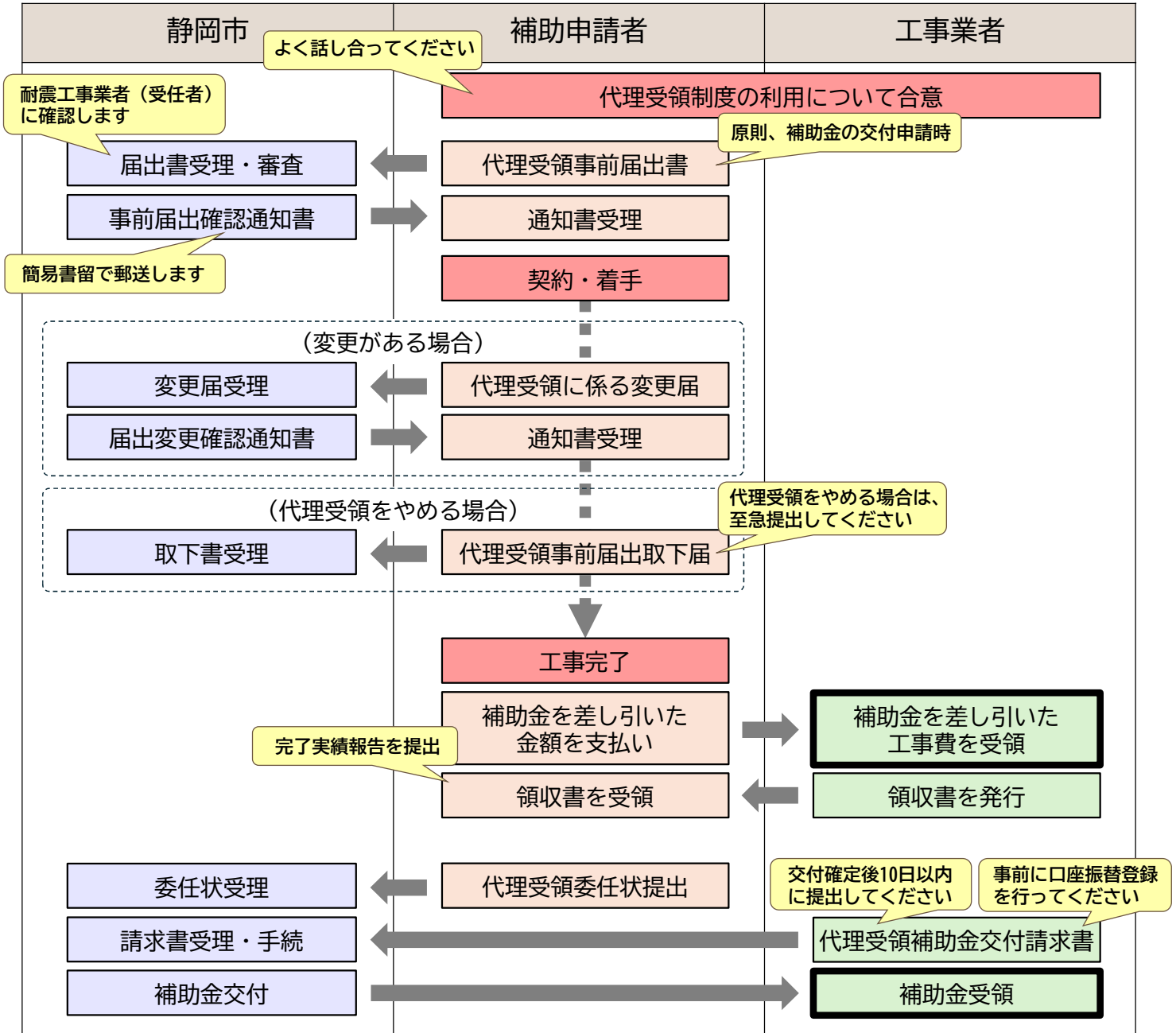
〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡庁舎5階)

詳細は裏面へ

## 【代理受領制度を利用するにあたって】

申請者と受任者（工事業者）との**合意が必要**です。  
 制度を利用する場合は、受任者とよく話し合ってください。

## 【代理受領制度の流れ】



## 【申請者の方へ】

申請者が、代理受領制度の利用を希望しているという意思確認のため、**簡易書留**で事前届出確認通知書を郵送します。

代理受領制度の利用をやめたい場合には、至急ご連絡ください。

## 【受任者（工事業者）の方へ】

代理受領の受任者となるためには、静岡市へ**事前に口座振替の登録が必要**です。  
 口座振替登録の方法は、下記の問合せ先にご連絡ください。

※補助金の受領時期は、申請者からの工事費受領時期に比べ遅くなります。

お問合せ | 静岡市 建築安全推進課 安全推進係

☎ 054-221-1124

〒 420-8602 静岡市葵区追手町5番1号(静岡庁舎5階)